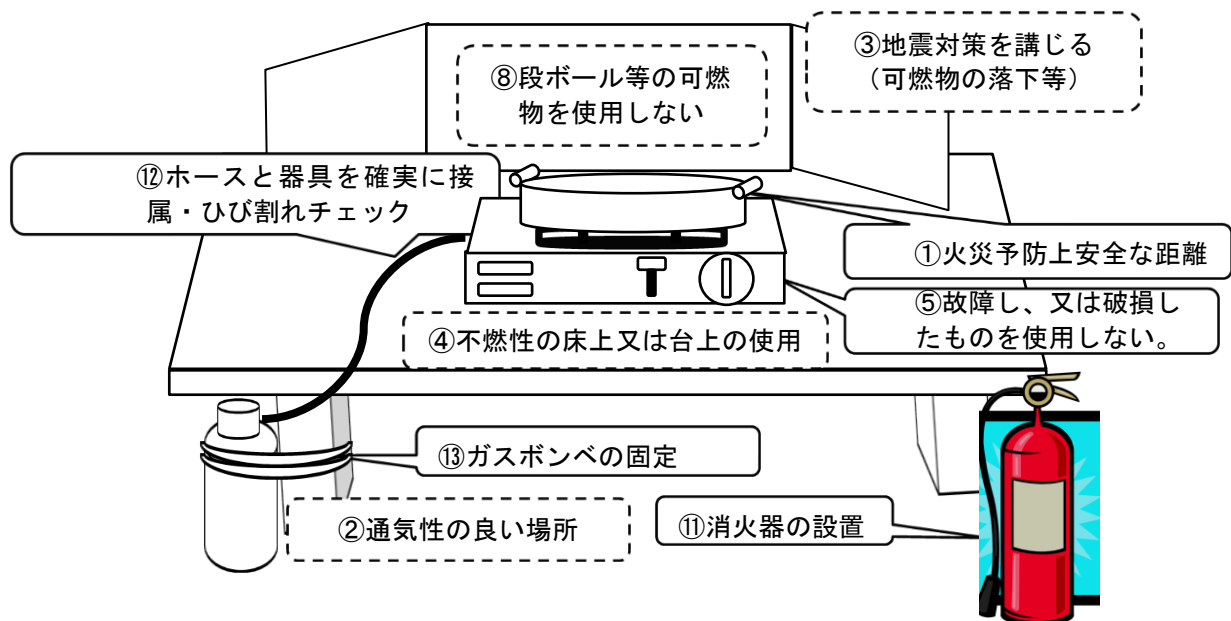


人が集まる催し、露店での火気取扱い留意事項

岐阜市消防本部予防課
電話 058-262-7163

1 ガスコンロ等の取扱いについて

- (1) 火災予防上安全な距離を保つこと。
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等の対策を講じること。(可燃物の落下等の防止対策)
- (4) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (5) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (6) 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- (7) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (8) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9) 燃料(ガス)漏れがないことを確認してから点火すること。
- (10) カセットコンロを複数並べて使用しないこと。
- (11) 消火器を準備すること。
- (12) ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
- (13) プロパンガスボンベは直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。
- (14) ストーブを使用する場合は、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用すること。



2 発電機等の使用について

- (1) ガソリンは消防法で定められた金属容器(携行缶)で持ち運ぶこと。
- (2) 燃料を補給する場合は、エンジンを停止し、金属製容器(携行缶)の圧力調整ネジ等で容器内の圧力を下げてから補給すること。
- (3) 金属製容器(携行缶)は火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い場所で貯蔵・取扱いすること。

3 照明器具の使用について

- (1) 灯光器、白熱灯などの照明器具はランプ部分が高温となるため、燃えやすいものから離して使用すること。
- (2) 電球をソケットに確実に接続して、絶縁被覆をするなどにより充電部分が露出しないように使用すること。
- (3) 照明器具や配線は、ぐらついたり、脱落したりしないように確実に取り付け、荷重や張力(ひっぱり)が加わらないようにすること。

